

令和2年10月建設業法施行規則における主な改正の概要①

許可基準の見直しについて（建設業法第7条関係）

<現行基準> ①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性

<改正箇所> ①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性（②～④は現行どおり）

経営業務管理責任者に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし、許可を認める。

改正後

経営経験が無い業種の経営管理責任者になる場合、今までなら6年の建設業経営経験が必要だったが、5年に短縮

- 1 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- 2 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者
- 3 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者
- 4 常勤役員等のうち一人が①または②のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、③、④及び⑤に該当する者をそれぞれ置くものであること。

①建設業の財務管理、労務管理又はいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制の地位における経験を有する者

②建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業役員等の経験二年以上を含む五年以上の役員等の経験を有する者

③許可申請等を行う建設業者等において五年以上の財務管理の経験を有する者

④許可申請等を行う建設業者等において五年以上の労務管理の経験を有する者

⑤許可申請等を行う建設業者等において五年以上の運営管理の経験を有する者

※③、④、⑤は一人の者が兼ねることも可能

建設業の役員経験以外の役員経験を組み合わせる場合

(①または②)+③、④、⑤(③、④、⑤は一人で兼ねることも可能)

①建設業の役員等として、財務・労務・運営の管理を最低2年以上

+

建設業の役員等または役員等に次ぐ職制の地位（補佐経験）

↓

合計5年以上

or

②建設業の役員等として、財務・労務・運営の管理を最低2年以上

+

役員等の経験

↓

合計5年以上

+

③許可申請する建設業者等において五年以上の財務管理経験

④許可申請する建設業者等において五年以上の労務管理経験

⑤許可申請する建設業者等において五年以上の運営管理経験

令和2年10月建設業法施行規則における主な改正の概要②

建設業者の地位の承継について（新 建設業法第17条の2・3関係）

<現状> ・建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要
・新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた

<改正後> ・事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能
※個人事業主の承継についても同様の規定を整備

改正後

1. 事業承継に係る認可の手続き

法律に定める区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類を添付

(1) 譲渡及び譲受け

- ・譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- ・譲渡人又は譲受人が法人である場合には、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

(2) 合併

- ・合併の方法及び条件が記載された書類
- ・合併契約書の写し及び合併比率説明書
- ・合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

(3) 分割

- ・分割の方法及び条件が記載された書類
- ・分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- ・分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

2. 相続に係る認可の手続き ※個人事業主の死後30日以内に相続の認可を申請

法律に定める区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類を添付

- ・申請者と被相続人との続柄を証する書類
- ・申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書

3. 事業承継後の許可番号及び有効期間の取扱い

許可番号：被承継人のものを引き続き使用

承継人が建設業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択可能

有効期間：事業承継の日に有効期間が更新され、その日から5年間